

現代金融機関の社会的責任

経済学研究室 藤田安一

はじめに——問題の所在——

- I 「企業の社会的責任」に関する論点整理
- II 現代金融機関の公共性
- III バブル経済期の銀行行動と現代金融機関の社会的責任
- IV 銀行の社会的責任と「自主性」について
- V 金融機関の社会的責任と金融労働者の役割

はじめに——問題の所在——

1990年代初頭、バブル経済の崩壊を契機として、いっせいに金融・証券不祥事が明るみに出た。いわゆる、偽預金証書の発行やそれを担保とする不正融資などの不祥事が、同時多発的に起こったのである。まずその発端は、1991年6月の大手証券会社による巨額の損失補填の発覚であった。つづいて、富士銀行や日本興業銀行を舞台とする巨額不正融資事件。さらに、住友銀行とそれをメイン・バンクとする商社との出資法違反事件など、そうそうたる都市銀行が、この種の事件に名を連ねた。

確かに、過去にも社会に衝撃を与えた金融・証券不祥事は存在した。しかし、その多くは職員による個人的な詐欺行為の域を出るものではなかった。だが、今回の金融・証券不祥事は違っていた。明らかに、金融機関および証券会社による組織的な不法行為であったところに特徴がある。それだけに、これら不祥事が社会に与えた影響は極めて深刻である。現在においても依然として、景気回復への重い足枷となっているだけではない。バブル経済期には、銀行による不動産関連会社への過剰融資が、資産インフレを引き起こし地価高騰を招くことによって、固定資産税の増税や家賃の値上げをもたらし、また庶民のマイホームの夢を奪った。他方、バブル経済の崩壊では、資産デフレによる銀行や各種信用組合などの破産・信用不安を招き、国民経済と国民生活全体に与えた損失は、はかりしれないと言わなければならない。

外見的には、厳格で規律性に富み、精密機械のように誤りを知らないと思われていた銀行。そのヴェールがはがれ、ついに内幕が国民の前に露呈された感がある。「銀行が聖域からひきずり出された」のである。こうして日増しに、銀行に対する社会的な風当たりが強まっている一方で、銀行サイドも事の重大さに気付き始め、現在、倫理綱領づくりや行動規範の再検討が行なわれている。し

かし、通り一遍とうの書面の操作で片づくわけではない。

今後、日本の金融システムの安定化のために、銀行を含めた金融機関はどうあるべきなのか——この疑問に応えることは、まぎれもなく現在、国民に提起された最重要課題の一つであると言ってもよいであろう。本稿では、こうした課題に応える手がかりとして、銀行を中心に現代金融機関の社会的責任をめぐる現状を明らかにし、現代の金融機関が、いかにすればその社会的責任を果たすことができるかを考察する。

I 「企業の社会的責任」に関する論点整理

金融機関の社会的責任についての検討に入る前に、まず、金融機関を含めた「企業の社会的責任」に関して、簡単な論点整理を行なっておこう。

もっとも、「企業の社会的責任」といっても、狭く、企業本来の規定的動機である利潤の合理的追求のみをもって社会的責任とするものから（本稿では、この狭い意味の社会的責任は「企業の社会的責任」には含まない）、広く、企業の有する能力の積極的活用による社会福祉向上への貢献を求める社会的責任論まで、その言葉は極めて多義的に解釈され、使用する個人によってその内容は大きく異なっている。学問的にも定説があるわけではない。

しかし、この問題についての議論は、資本主義の発展にともなって生じてくる大企業と、その活動の社会的影響力の大きさにともなって、古くから活発に展開されてきた。すなわち、資本主義の企業が勃興した初期から、大企業の苛酷な苦汗労働や市場での独占的支配力について、根強い社会的反感があった。これに対して企業側も、慈善的・温情的な福利施策をとったり、パブリック・リレーションズのための活動を展開してきた⁽¹⁾。

とりわけ、わが国に関しては、高度経済成長のひずみが、1960年代後半から70年代はじめにかけて企業行動への社会的批判となってクローズ・アップされた時、改めて、現代における企業の社会的責任を考える素材として、この「企業の社会的責任」論の検討が行なわれた⁽²⁾。ここでは、その論点をごく簡単に整理するとともに、著者の意見を述べることにする。

あらかじめ、最初にいくつかの論点を提起しておこう。第1に、そもそも、企業の社会的責任を認めるか否かである（社会的責任の否定論と肯定論）。第2に、企業に社会的責任があるとした場合、その責任の内容はなにか（社会的責任の内容）。第3に、その責任は誰が誰に対する責任なのか（社会的責任の主体と対象）。順次、検討しよう。

（1）社会的責任の否定論と肯定論

まず、社会的責任否定論の代表者には、FriedmanやLevittなどがあげられる。いずれの論者においても若干ニュアンスの違いはありながらも、競争的な市場経済を支持し、価格の資源配分機構に絶対的な信頼をおいている点では共通している。彼らはこうした立場から、企業が社会的責任を受け入れることは、企業のコスト増加につながり、その分は価格の上昇となり、結局、高価格という形で消費者に転嫁されたり、低賃金という形で従業員に転嫁される、と主張する。また、企業経営者がこうした社会的目的のために決定権を行使することは、企業の株主に対する法律的義務を侵すことになる、と反対するのである。例えば、Friedmanは次のように述べている。

「企業の社会的責任は、1つそれも唯1つだけしかない。すなわち、オープンで自由な競争というゲームの規則にごまかしや不正手段を用いずに従っていく限りは、その利潤を増大させるよう資源を利用し、活動しなければならぬということである。……企業幹部が、彼らの株主のために可

能な限り利潤をあげるという以外の社会的責任を受容するということほど、我々の自由社会の根幹を完全に崩すことができる傾向はない。これは、基本的に破壊的な教義なのである。」⁽³⁾

こうしたFriedmanの議論が正当性をもつためには、少なくとも、次の点が論証されなければならないであろう。第1に、競争的市場経済のもとで、企業は自己の経済的利益が最大となるような合理的行動をとるとき、社会全体の福祉も最大になること。第2に、企業の規模が、社会全体に影響を与えることができないほど小規模であり、しかも、企業活動の影響が経済的側面に限られていること。

しかし、現実には、不完全競争がしばしば大きな力を発揮しFriedmanの言うように「ごまかしや不正手段」が用いられ、企業と社会との結びつきが、ますます広くかつ緊密になる現代社会では、企業が社会に与える影響力は絶大であり、それは経済的領域のみならず、政治的、文化的領域にまで深く浸透している。こうした「企業社会」といわれる状況のなかで、たえず企業はその活動による社会的影響を考慮せざるをえないことはもちろん、かつてわが国が経験し、現在においてもそうであるような、企業による公害・環境破壊や不正な取引など、企業が市民生活を圧迫する事態に対して、その社会的責任を問えないはずはないであろう。

他方、社会的責任を肯定する立場に立つ論者には、Davis, Berle, Drucker など、多くの経営学者をこの中に含めることができる。とくに Davisは、現代企業が有する社会的影響力の増大という事実を踏まえて、つぎの3つの命題を提示し、社会的責任と企業権力との相関性を強調した。第1の命題—「責任は権力に伴う」、第2の命題—「責任の縮小は権力の縮小へと導く」、第3の命題—「責任の履行は権力の維持もしくは促進へと導く」。これらの命題を通して、Davisが主張したかったことは、企業が存在しようとするならば、その権力に照応した社会的責任を受け入れなければならない、責任を回避すれば企業は存在しえないという責任鉄則 (the Iron Law of Responsibility) であった。

(2) 社会的責任の内容

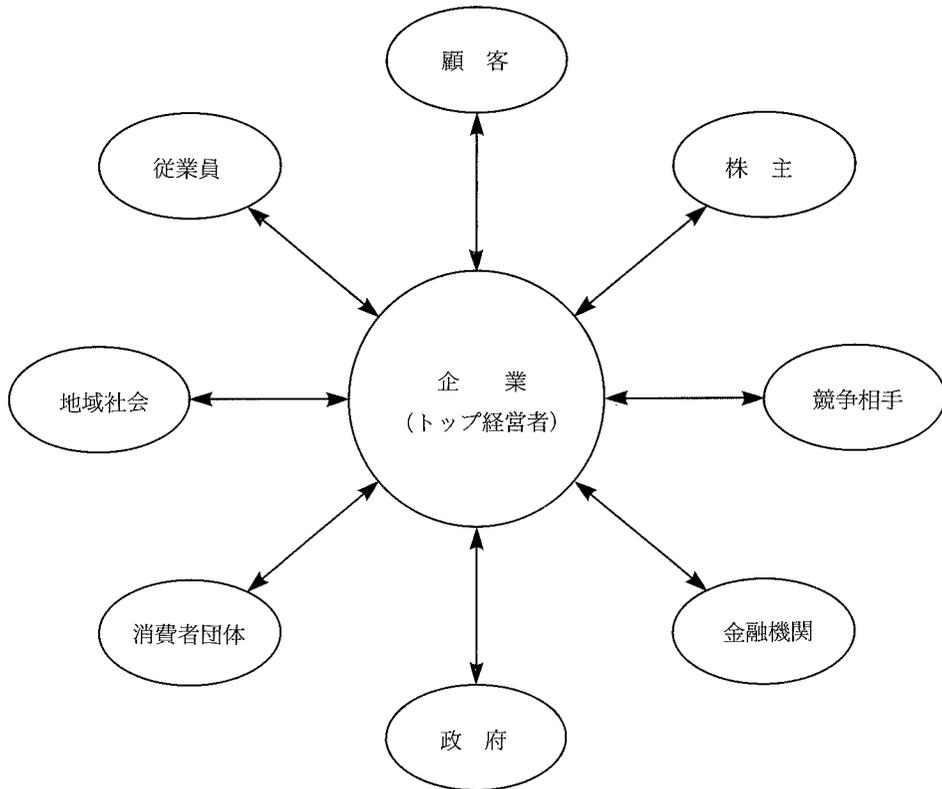
以上のように、ひとまず企業の社会的責任を肯定するとして、つぎにその責任は、どのような内容をもった責任なのか問題となる。この点では、先に述べたように現代の企業活動の社会的影響力の強さとその範囲の広さを考慮すれば、Eellsの主張を支持せざるをえない。Eellsは企業の社会的責任の内容として、広義に法律的ならびに道徳的な2つの意味を含み、かつ経済的責任のみならず非経済的責任をも含めている。Eellsは言う。

「ほとんどのひとびとが、会社の公共的責任について広く語るときに心に抱いているのは、これらの明確に法律的な概念ではない。むしろかれらは、会社と社会との関係を律すべき倫理的原則、会社企業がビジネスの場を支配するときに生じる経済的問題、および公共政策が“会社権力”を処理しなければならないときに直面さるべき政治的問題を考えつつある。」⁽⁴⁾

(3) 社会的責任の主体と対象

誰が責任の主体であるのかについては、現代の株式会社形態で一般的にみられるように、所有と経営の分離を通じて、企業の意志決定権が経営者に移り、企業による利益追求が必ずしも所有者の利益に帰結しない状況においては、トップ経営者を社会的責任の主体とみなしてよいであろう。こうして、責任の主体を確定すると、その責任は誰に対する責任であるのかが、つぎに問題となる。上記から導かれる結論として、責任の対象は企業のトップ経営者をのぞく企業の利害関係者ということになり、図1に示したように、株主のみならず従業員や消費者、地域社会などを含めることができよう。

図1 企業の利害関係集団



(注) 大月博司・高橋正泰『経営学—理論と体系』(同文館, 1986年) 78ページより作成。

以上の検討から明らかになったことは、次の点である。すなわち、資本主義の発展にともない企業の影響が強まり、その強大な独占力をもって社会との結びつきを強めつつある限り、企業は、自らの私益と区別された社会的ないし公共的利益に対する社会的責任に、たえず直面せざるをえない。そして、ひとたびこの責任を回避すれば、企業は Davisの言う「責任鉄則」によって、たちまちその存亡の危機に立たされるということである。

現代企業が置かれたこのような危機感を反映して、戦後いち早く、わが国でも1956年に、経済同友会は「経営者の社会的責任の自覚と実践」と題する次のような決議を公表したことがある。

「そもそも企業は、今日においては、単純素朴な私有の域を脱して、社会制度の有力な一環をなし、その経営もただ資本提供者から委ねられておるのみでなく、それを含めた全社会から信託されるものとなっている。と同時に、個別企業の利益がそのまま社会のそれと調和した時代は過ぎ、現在においては、経営者が進んでその調節に努力しなければ、国民経済の繁栄はもちろんのこと、企業の発展を図ることはできなくなっている。換言すれば倫理的にも、実際的にも単に自己の企業の利益のみ追うことは許されず、経済、社会との調和において、生産諸要素を最も有効に結合し、安

価値かつ良質な商品を生産し、サービスを提供するという立場に立たなくてはならない。そして、このような形の企業経営こそ、まさに近代的というに価値するものであり、経営者の社会的責任とは、これを遂行することにほかならない。」⁽⁶⁾ (傍点は引用者)

まさに、格調高く明解な文章である。しかし問題は、その明解な表明ゆえに、ますます社会的責任に関する現実の不毛さを浮き立たせていることにある。私達は高度経済成長期の公害問題あるいはオイル・ショック時の狂乱物価、さらにバブル経済期のマネー・ゲームのいずれにおいても、つねに主役は企業であったこと。そしてまた、いずれをとってみても企業が外からの社会的批判を受けないかぎり、自らその社会的責任をとろうとはしなかった事実を想起しなければならないであろう。企業の社会的責任の問題ほど、言葉と実態とのズレを痛感させるものはないと言ってよい。今回、改めてその感を強くしたのは、まさに金融機関の社会的責任問題であった。

II 現代金融機関の公共性

金融機関の社会的責任を考える場合、上記の企業の社会的責任に関する検討で明らかにした諸点が、そのまま妥当する。ただし、金融機関が他の一般企業に比べて高い公共的性格をもち、したがって、厳しく社会的責任が問われるという事実を考慮すればのことであるが。

とくに銀行は、他の私企業に比べて、一方でその預金の受け入れ業務によって、不特定多数の国民に貯蓄手段を提供し、他方、貸出し業務によって、多くの経済主体に対して重要な資金の供給を行ない、総じて、資金の供給者と需要者との間の円滑な資金移動を可能にし、一国の生産および消費の規模と方向を決定している。

したがって、いったん銀行のこうした公共性が失われる事態がおきると、たちどころに、金融・通貨システムに対する信用を失墜させ、社会経済全体の混乱へと発展する。そうした事例は、1920年代末から30年代初頭におけるアメリカや昭和初期のわが国の金融恐慌をはじめ、多くの歴史的経験が示すところである。

さらに現在の銀行をとりまく状況は、金融自由化・国際化の進展にともなって、銀行間の競争は激化し、資金調達コストの上昇がもたらされ、収益面での余裕を狭め不確実性のリスクが大きくなるため、銀行はますますその公共性を発揮する基盤を弱めるであろう。しかも、そのことは銀行の国民経済への影響力を低めるところか、ますます増大する過程のなかでおきるため、銀行の行動と国民経済とのコンフリクトを強めざるをえない。今後の銀行は、その規模の拡大と業務の多様化によって、好むと好まざるとにかかわらず、社会に与える影響力の増大はさけられないのである。国民経済を動かし続ける資金循環のなかで、銀行の占める地位は、もはや不可欠という以外にない。その要因は、つぎの諸点に求められよう。

第1に、金融機関に対する国民の期待の増大と多様化である。

かつてのように国民は、虎の子の預金を預け、主にその預金保護を銀行に期待しているだけでなく、現在、所得や貯蓄や消費が量的に増大し、また多様化していくなかで、銀行にはそれに対応する良質な金融サービスの提供を求めている。

1960年代の後半にはいり、IC(集積回路)を用いた第3世代のコンピューターが登場するや、大銀行は競ってこれを導入し、預金・内国為替業務を中心に、コンピューターと営業店の端末機を通信回線で直結して即時処理するオンライン・システムへと移行していった。こうしたオンライン化によって、営業店の後方事務の集中化がすすみ、それだけ事務センター等の事務集中部門のウエイ

トが人的にも機能的にも高まるに至った。そして、オンライン化による労働生産性の上昇と事務処理コストの低減は、どの支店でも入出金が可能なネット・サービス預金や総合口座、給与振込みおよび公共料金の自動振替え、クレジット・カード等々の新たな商品・サービスの供給を可能にし、銀行業務の「大衆化」「多様化」を促進させた。

第2に、産業構造の転換にともなう企業の金融機関への要請である。

高度経済成長を支えた重化学工業の過剰設備や原油高による石油多消費型の素材産業などの急激な競争力低下は、1970年代後半以降、わが国の産業構造の転換を促した基本的要因であった。大企業の「減量経営」に伴ってすすめられた、いわゆる重厚長大産業構造から半導体、集積回路、LSI（大規模集積回路、Large Scale Integration）、マイクロ・コンピューターなどの先端技術産業への転換である。企業は新たな産業分野開拓のための金融支援を金融機関に求める一方で、企業は自らの高蓄積と80年代の金融の自由化・国際化によって調達した過剰資本の運用先を確保するため、金融機関に対して各種の金融商品の開発を求め資本の「証券化」を要請していった。

第3に、国際化の進展に対する金融機関の対応である。

日本企業の急速な海外進出に伴う多国籍企業化の進展は、銀行の活動領域を大幅に拡大しつつある。さらに、非居住者の対日投資の自由化による外資の導入、外為法改正にともなう海外からの資金調達の自由化による大量の外貨の流入など、外為法改正を契機とした国際化が多様な形態で進行している。当然ながら、これらは日本の金融機関に国際金融市場と外国金融機関との恒常的な接触を余儀なくさせ、時に国際的金融摩擦を引き起こすことは避けられない。そのたびに、わが国の銀行はその経営理念と行動規範の見直しを迫られることになるであろう。

ともあれ、現在みられように、金融の自由化・国際化が急速に進展することによって、ますます銀行業務が国内外の諸団体・諸個人との結びつきを強め、文字どおりグローバルな展開を示すと、その影響は広範囲におよび、各国の金融システムに重大な結果を招くことになる。だからこそ、銀行にとって公共性を確保することは、他の私企業のそれ以上に重要な意味をもっている。現代における銀行の社会的責任とは、まさにそのような銀行による公共性の自覚にもとづいていると言えよう。

III バブル経済期の銀行行動と現代金融機関の社会的責任

しかし現実には、上記の意味における銀行の社会的責任への自覚が、著しく収益優先主義に吸収されていった。その典型を、私達は1980年代後半から90年代にかけてのバブル経済期の銀行行動にみることができる。

わが国は1986年の「円高不況」を短期間のうちにクリアーし、早くも1987年には景気の回復基調に入った。にもかかわらず、政府はそれ以降1990年の上期まで、公定歩合を2.5%に据え置く超低金利政策をとりつづけた。企業はこの超低金利時代に「転換社債」や「ワラント債」などエクイティ・ファイナンス (equity finance, 新株発行による資金調達) のための巧妙な手段を使い、低コストで過剰な資金調達を行ない設備投資や土地投資を拡大するとともに、株式投資などの金融資産投資、いわゆる「財テク」を活発に行なった。都市銀行を中心とする大銀行は、自らこうしたマネー・ゲームを積極的に展開し、土地や株を転売することによって投機的利得を獲得すると同時に、これら企業や不動産会社に対して、土地や株式などの担保価値を慎重に審査せず、異常な貸出し競争にしのぎを削り、地価や株価の暴騰に象徴されるバブル経済を創り出したのである。

こうした銀行や証券会社による収益至上主義的な経営戦略の必然的帰結として、小口投資家を犠牲にした大口投資家への損失補填や、暴力団と癒着した株の仕手戦での株価のつり上げとそのため
の融資、都市銀行による架空預金証書の偽造とそれをもとにした不正融資等、数々の金融・証券ス
キャンダルが発生した。

まず、証券会社による損失補填は、1988年9月期から91年3月までの間に大企業を中心に延べ787
件、2164億円の巨額にのぼることが明らかになった。さらに、野村證券と日興證券が、広域暴力団
である稲川会前会長に値上がり前の東急株を信用取引で売り、その後、取引決済のための関連会社
である野村ファイナンスと日興クレジットから、同株券を担保にそれぞれ数百億円を融資した事実
が明るみに出た。

一方、銀行では日本興業銀行が関連ノン・バンクなどとともに、暴力団とのつながりが指摘され
ていた料亭の女将に、東洋信金の架空預金証書などを担保に5000億円にものぼる資金融資を行なっ
ていた。また、富士銀行や東海銀行、協和埼玉銀行では、架空預金証書を偽造しノン・バンクから
巨額の資金が引き出され不正融資が行なわれていた。さらに、住友銀行が社長以下多数の役員を送
り込み、巨額の融資を行っていた中堅商社イトマンが、ゴルフ場や絵画取引に2500億円の資金を
つぎこみ、そのほとんどが闇に消えた事件など、およそ表面化した事件だけでも、銀行の反社会的・
反公共的行為の多様性とその規模の大きさに驚かされる。

バブル経済期の銀行による社会的責任を省みない行動の数々をみると、銀行がつねに口を開けば
公共性の必要を説くことの白々しさが、逆に浮きぼりにされよう。

同時に、そうした銀行の反社会的行動を生んだ歴史的背景には、1980年代における金融自由化の
推進が、もっぱら金融機関の効率性のより一層の達成を目標とし、そのための金融自由化が異例の
スピードで推し進められたという事情を考慮に入れなければならない。そこでは、市場のメカニ
ズムを通じた資金の効率的配分＝公共性という図式のもとで、効率性は必然的に公共性を約束するも
のとみなされた。

しかし、それ以前すでに、こうした図式が疑問視され、反省をせまられた時期があった。1970年
代はじめがその時期であり、経済的混乱と不況を背景に大企業に対してきびしい社会的責任の追求
が行なわれた頃であった。金融制度調査会は、1970年の金融制度調査会答申「一般民間金融機関の
あり方等について」において、金融機関の効率性と公共性との関係について、つぎのように述べた
ことがある。

「金融機関の公共性は、具体的には預金者保護、資金配分、金利等の面で問題となるが、金融機
関における効率化とは、まさにこれらの各面における金融機関の機能を国民経済的見地から望まし
い方向に十全に発揮させていくことをねらいとするものである。したがって、金融機関の効率化は、
本来その公共性の基盤の上において行なわれるべきものであり、また、このような見地からの効率
化が推進されることによって、金融機関の国民経済的機能の面で公共性がより高められることが期
待されると考える。」⁽⁶⁾ (傍点は引用者)

みるように、公共性は効率性を追求することによって必然的に達成されるのではなく、あくまで
も公共性を基盤にして効率性が追求されなければならない、という考え方が、上記の答申によって
示された。そして、その後の金融機関の行動がこの答申に忠実であったならば、バブル経済期にみ
られるような、金融機関が国民経済に多大な損失をもたらす国民的批判にさらされるようなことは
なかったであろうし、不良債権問題にみられるように、自らの経営基盤を弱体化させ著しく信用不
安を惹起するという状態は起こらなかったであろう。金融機関の社会的責任問題については、これ

ほど言葉と事実、意識と実態とのズレを鮮明に映し出すものはない。

IV 銀行の社会的責任と「自主性」について

では、どのようにすれば金融機関はその社会的責任を果たすことができるのであろうか。現在、その答えの種々な技術的手段はともかく、その考え方の基本は、すでに1979年の金融制度調査会の答申および1981年改正の新銀行法によって提起されたといえる。すなわち、金融自由化・規制緩和に基づいて、あくまで銀行の自主性に委ねようとするところに特徴がある。たとえば、1979年の金融制度調査会答申「普通銀行のあり方と銀行制度の改正について」は、つぎのように述べている。

「国民経済全体の見地からみた効率的かつ公正な資金配分の実現を図っていくためには、将来に関する不確実性の要素、外部不経済効果等の存在もあり、市場メカニズムを通じる競争原理の活用のみによっては現実には十分でないことに留意し、銀行が、長期的観点に立ち社会のニーズを的確に把握し、自己努力により自主的に経済社会の要請に対応していくことが必要である。

そのためには、銀行の融資面の態勢を整備していく必要があるとともに、銀行によるニーズの把握及び自己努力を促進し、銀行に対する社会的要請と銀行の私企業性との調和を図っていく自己規正策として、資金運用を中心とした銀行のディスクロージャーを拡充し、活用していくことが有効であると考えらる。」⁽⁷⁾

以上、わずか数行の引用文の中で、自主性、自己努力、自己規正という類似語が散在していることからわかるように、せつかく答申で個々の金融機関による競争原理の弊害と限界を指摘しておきながら、依然として個々の金融機関の自主性に信頼を置くという論理展開になっている。

さらに、1981年6月に改正された銀行法には、銀行サイドの強い要望により、その第1条第2項において、「この法律の運用に当たっては、銀行の業務の運営についての自主的な努力を尊重する配慮をしなければならない」と規定し、銀行の自主性を尊重する内容となった。あくまで、現在の金融制度改革は、こうした考え方の延長線上にある。

しかし最大の疑問は、金融機関の社会的責任という公共的性格をもつ問題が、金融機関の自主性という心の問題に置き換えられてよいものなのか、それによって社会的責任を果たすことが客観的に保証されるのか、という点である。ここに、現代金融機関の社会的責任をめぐる根本問題がある。

だが、この疑問に対する答えは、以下にみるように、すでに歴史的に決着済みであると言ってよい。

1973年の第1次オイル・ショックの直後、「狂乱物価」という言葉を生んだように、諸物価の著しい高騰がおこった。その原因として、物価の上昇を見込んだ商社による物資の買い占めや売り惜しみが指摘され、当初、国民の不満と怒りは商社に向けられていた。しかし、やがてその商社に投機的資金を与えていた銀行の批判へと発展し、企業の社会的責任とともに、金融機関の社会的責任が問題とされるようになった。

こうして金融機関の社会的責任を国民がきびしく追求した理由は、金融機関の自主性に委ねておいては、適切な資金配分、具体的には社会的に不当な融資の規制や歩積み・両建預金などをなくして、個人・中小企業などを含むすべての借り手にたいする借入の機会均等を実現するような、公共性を体現した金融システムにはならないからである。さらに、1980年代後半からのバブル経済期における銀行行動が示したように、金融自由化によって銀行の自主性が拡大した結果、公共性を犠牲

にして、もっぱら収益性優先に傾斜し、企業犯罪をふくめた反社会的行動に走った事実を想起すべきである。それにもかかわらず、これら金融機関の責任を不問にしたまま、依然として金融機関の自主性に委ねるかぎり、国民が望んだ公共性など実現されるはずのないのは当然のことであろう。

では、金融機関がどのようになれば、その社会的責任を果たすことが可能となるのであろうか。その答えとして、私は別稿で次のように述べたことがある。

「今後、金融機関は、金融自由化の進展にともなう金融機関の競争の激化と資金調達コストの上昇により、収益面での余裕が乏しくなり大きな不確実性のリスクを負うことによって、ますます公共性を発揮する基盤が弱まるであろう。それを放置して金融機関の自主性に任せておけば、バブル経済期のように、リスクは大きい収益性も高い分野への貸出を積極化させる危険性をはらんでいる。この危険性を回避しようと、リスクを国民に転嫁すれば、今日のような社会的金融危機を招き国民経済を弱めてしまう。国民経済の弱まりは、金融機関自身の効率性を低下させる。まさに、悪循環である。

この悪循環を断ち切る道は、まず国民生活を守りその福祉を増進するための資金配分の適正化こそが、金融機関の効率性よりも、より上位の公共性を体現した理念として社会的に認知されること。そしてこの基準にもとづいて、現代日本の金融システムのなかで緩和したほうがよい規制と、そうでない規制とを峻別し、関係業界の利害調整という観点からではなく、国民が金融機関に求めているものは何か、あるいは金融機関が国民経済の安定的発展のために、どのような公共的役割を果たすべきかという観点から、社会的に必要とされる規制を行なうことである。それをしないで、金融自由化や規制緩和という名の下で、これまで公共性を保障してきた規制を一律に緩和すれば、再びバブルの再現となりかねない。規制緩和による競争原理の導入は、金融機関に利益の追求を認めても、決して社会に不利益をもたらす自由は認めていないことを忘れてはなるまい。」⁽⁸⁾

上記の表現によって、私が主張したかったことは、金融自由化や規制緩和というスローガンによって、日本の金融システムの運用を容易に民間金融機関の自主性に委ねることへの危険性であり、これまで国民生活を金融機関の反社会的行為から守ってきた規制までもが、金融自由化という名の下で、大幅な緩和の対象にすることへの警告であった。

しかし、だからと言って、民間金融機関の自主性を全面的に否定したわけではない。現状のままでは、1970年代のオイル・ショック期および1980年代後半のバブル経済期における民間金融機関の行動をみれば、金融機関の自主性はとうてい信頼できないと述べたまでのことである。では、金融機関にその自主性を期待しようとするれば、何が必要なのか。一方では、上記の引用文において述べたように、金融機関が反社会的行為をしないよう国民の意志を反映した下からの民主的規制が必要であるとともに、他方では、金融機関の内部において自己の金融機関の行動をチェックするシステムがつくられていなければならない。このうち、前者に関しては、すでに別稿⁽⁹⁾にて展開した論点なので、ここでは、以下で後者の重要性について述べることにしよう。

V 金融機関の社会的責任と金融労働者の役割

現在、金融機関の不祥事と金融危機に直面して、その克服の方策がさまざまな角度から提起され、「ポスト護送船団方式」の金融行政が論じられている。一見、多彩な政策提起ではあるが、その圧倒的部分は、金融機関の外部活動に関連したものばかりで、金融機関の内部的活動にかかわる関心は、極めて低いのが実情である。

ここにいう企業の内部活動とは何かに関しては、先の企業の利害関係集団を表した図1を見ていただきたい。この利害関係集団を2つに大きく分類すると、企業の外部活動に関連した集団と内部活動にかかわる集団とに分けることができる。前者の集団には、顧客や地域社会などが入り、後者には従業員が入る。この2つの分野のうち、企業の内部すなわち従業員に対する企業の社会的責任を、企業の自主性との関連で論じることが、ここでの課題である。

現在、大企業がリストラに名をかりて、企業の一方的な理由で退職勧奨や退職強要が行なわれ、従業員が事実上、強制的に解雇される事態が広範におきている。金融機関もその例外ではなく、不祥事への反省を逆手にとって、金融危機からの脱出と金融機関の再建を名目に、大規模な人員削減を実施中である。その技術的基盤は、1980年代の急激な金融自由化の進展のなかで、都市銀行を中心に開発がすすめられてきた第3次オンライン・システムによる合理化にあることは言うまでもない。

そのため、銀行労働者数は『全国銀行財務諸表分析』によると、この10年間に37万3481名から35万2487名へと2万人以上も減少している。しかも銀行は、従業員の残業手当の支給に関し「時間外賃金の予算化」を進めたため、予算枠を超える残業時間があっても従業員に残業手当を支払わない、いわゆる「サービス残業」が常態化したのである。これは、明らかに金融機関による労働基準法違反であり、従業員の基本的人権に対する侵害であり、金融機関が果たすべき自己の労働者への社会的責任の放棄である。その結果、長時間労働や過密労働からくるストレスと疲労に銀行労働者がおそわれ、1980年代の銀行は「過労死」を代表する企業となった。

それだけではない。重要なことは、こうした銀行労働者のおかれた職場での苛酷な状態が、一連の金融不祥事を引き起こす要因となったことである。この点を、1992年1月28日付けの『読売新聞』は「残業手当、都銀など労働法違反」という見出しで、つぎのように述べている。

「現在、都銀の男子行員の月平均残業時間は20～40時間程度と言われる。バブル（泡）の崩壊で、ひところよりはかなり労働密度は緩和されてきたとされるが、今回の調査結果は依然として一部で長時間残業が恒常化していた。『案件が次々と入り、書類作成などの処理に深夜までかかった』（都銀幹部）といい、一連の金融不祥事の遠因となった収益至上主義が過密労働に拍車をかけた。ノルマ達成を迫られた余裕のなさが、不祥事にたいする自己ブレーキが働かなかった原因のひとつ、との指摘もある。」

1980年代後半のバブル経済期、銀行がその公共性を投げ捨てて、極端な効率性重視の経営に傾き、ついに、不正融資事件や出資法違反事件などの社会的犯罪にまみれていった背景には、個々の金融機関で働く労働者が、競争促進的な長時間かつ過密労働を強いられていたこと。したがって、こうした状態におかれた金融労働者は、日々ノルマの達成に追われ、自己の仕事のもつ社会的意義と責任を自覚する余裕もなくなるばかりか、自己の属する金融機関の行動とその経営状況をチェックできる立場から、ますます遠ざけられていたという事情がある。ここに、内部から金融機関の反社会的行為を抑止できなかった根本的原因があったと言える。

したがって、金融機関が自ら現在の金融危機を克服し、安定した金融システムをつくる主体として再生するためには、容易に現在の金融機関の自主性に頼るのではなく、外からの金融機関に対する国民的コントロールを受け入れると同時に、金融機関は金融労働者が自らの労働条件の改善を通じて金融機関の意志決定に参加できるような体制を保証すること。それによって、金融機関の内部からその社会的責任を果たせるような制度をつくりあげることが必要である。少なくとも、金融機関の自主性が信頼できるものとなるためには、金融機関の内と外の両面で、国民と金融労働者との

よる、こうしたシステムがつけられることを前提としなければならないであろう。

注

- (1) Morrell Heald, *The Social Responsibilities of Business* 1970. 企業制度研究会訳『企業の社会的責任』(雄松堂書店, 1975年)を参照。
- (2) さしあたり、その成果として次の文献が挙げられる。
 - 1) Committee for Economic Development, *Social Responsibility of Business Corporation*, 1971. 経済同友会編訳『企業の社会的責任』鹿島出版会, 1972年。
 - 2) 成毛収一『企業の社会的責任—利潤優先を問い直す—』日本経済新聞社, 1972年。
 - 3) 乾 昭三, 平井宣雄編『企業責任—企業活動に因る法律的责任を問う—』有斐閣, 1973年。
 - 4) 中村一彦『企業の社会的責任—法学的考察—』同文館, 1974年。
 - 5) 鈴木治雄・太田 薫・岸本重棟・大野 力『現代企業の社会的責任とはなにか』昌平社, 1974年。
 - 6) 高田 馨『経営者の社会的責任』千倉書房, 1974年。
 - 7) 日本経済新聞社編『企業の社会的責任ハンドブック』日本経済新聞社, 1974年。
 - 8) 日本経営学会編『企業の社会的責任』千倉書房, 1975年。
 - 9) 櫻井克彦『現代企業の社会的責任』千倉書房, 1976年。
 - 10) 土屋守章『企業の社会的責任』税務経理協会, 1980年。
 - 11) 西村勝弘編『「企業の社会的貢献」資料集(1980年版)』株式会社産研, 1980年。
- (3) Milton Friedman, *Capitalism and Freedom*, 1971, p.133.
- (4) Richard Eells, *The Meaning of Modern Business*, 1960, p.71.
- (5) 経済同友会大会決議(1956年11月)。
- (6) 金融制度調査会「一般民間金融機関のあり方等について」『金融』1970年8月号, 27~28ページ。
- (7) 金融制度調査会「普通銀行のあり方と銀行制度の改正について」『金融』1979年7月号, 36~38ページ。
- (8) 拙稿「現代金融機関における効率性と公共性」『鳥取大学教育学部研究報告』(人文・社会科学)第46巻第2号, 1995年12月, 165ページ。
- (9) 同上論文。

(1996年4月30日受理)

